



障害者福祉	第一種						
		移動支援事業(障害児・者がイドヘルプ事業)	ヘルパーステーションハートピア	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		移動支援事業(障害児・者がイドヘルプ事業)	ヘルパーステーションゆうあいの家	公表	東近江市永源寺高野町437	H17.2.11	
		移動支援事業(障害児・者がイドヘルプ事業)	ヘルパーステーションなごみ	公表	東近江市猪子町124	H18.1.1	
		移動支援事業(障害児・者がイドヘルプ事業)	ヘルパーステーションせせらぎ	公表	東近江市市子川原町676	H18.1.1	
		障害福祉サービス事業(訪問介護事業)	ヘルパーステーションハートピア	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		障害福祉サービス事業(訪問介護事業)	ヘルパーステーションゆうあいの家	公表	東近江市永源寺高野町437	H17.2.11	
		障害福祉サービス事業(訪問介護事業)	ヘルパーステーションなごみ	公表	東近江市猪子町124	H18.1.1	
		障害福祉サービス事業(訪問介護事業)	ヘルパーステーションせせらぎ	公表	東近江市市子川原町676	H18.1.1	
		障害福祉サービス事業(地域生活支援センターⅡ型事業:障害者サービスセンター事業)	障害者サービスセンターハートピア	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		障害福祉サービス事業(地域生活支援センターⅡ型事業:障害者サービスセンター事業)	能登川障害福祉センター水車野園	公表	東近江市乙女浜町1405	H18.1.1	
		一般相談支援事業	東近江市社会福祉協議会ハートピア	公表	東近江市今崎町21-1	H22.4.1	
		一般相談支援事業	東近江市社会福祉協議会障害福祉センター	公表	東近江市乙女浜町1405	H22.4.1	
特定相談支援事業	東近江市社会福祉協議会ハートピア	公表	東近江市今崎町21-1	H24.4.1			
その他	第一種	生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	生活福祉資金貸付事業	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	小口資金貸付事業	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		生活困窮者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業	総合相談事業	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		生活困窮者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業	緊急用食料品給付事業	公表	東近江市今崎町21-1	H21.3.1	
		生活困窮者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業	S&S(就労準備訓練事業)	公表	東近江市今崎町21-1	H26.4.1	
		福祉サービス利用援助事業	地域福祉権利擁護事業	公表	東近江市今崎町21-1	H17.2.11	
		指定管理事業	東近江市福祉センターハートピア	公表	東近江市今崎町21-1	H18.4.1	
		指定管理事業	東近江市能登川障害福祉センター水車野園	公表	東近江市乙女浜町1405	H18.4.1	

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 子育て支援に関する事業
- 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ボランティアの育成に関する事業
- 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 社会福祉に関する調査研究等
- 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
- 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業
- 有料老人ホーム
- 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- その他 ( )









